

ひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）実施要領

令和3年10月14日
3林第516号

（趣旨）

第1 知事は、府内産木材を利用した木製品等の開発を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化防止等に役立てるため、府内産木材を使用した木製品等の開発を行った事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージCO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージCO₂ 計算基準（平成17年1月5日付け6林第597-2号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第2条第10号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書 実施要綱第2条第9号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書が発行された木材をいう。

（交付対象事業等）

第3 交付対象事業、交付対象者、補助対象経費、補助額及び軽微な変更は別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費には、消費税を含まないものとする。
- 3 補助額は、補助対象経費の1,000円未満を切り捨て1,000円単位とする。

（事業申込書の提出）

第4 事業を実施しようとする者は、別に定めるひろがる京の木整備事業（木製品型開発支援タイプ）公募要領（以下「公募要領」という。）に規定する事業申込書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出のあった事業申込書が次の要件の全てを満たしていると認めるときは公募要領に基づき採択する事業を決定し、結果を別記第1号様式により通知するものとする。また、不採択の場合は別記第2号様式により通知するものとする。

- (1) 公募要領に掲げる応募に当たっての要件に適合するものであること。
- (2) 府内産木材の調達等の計画が地域の実態に即していること。
- (3) 技術的及び資金的観点から実行可能なものであること。

（交付の申請）

第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第3号様式による交付申請書にその他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期間内に、知事に提出するものとする。

（事業の変更）

第6 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の変更が生じる場合、あらかじめ、別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表1に定める軽微な変更については、この限りでない。

(事業の着手)

第7 事業の着手は補助金の交付決定日以降に行うものとし、事業に着手したときは遅滞なく別記第5号様式による着手届を知事に提出しなければならない。ただし、第4の2による事業の採択通知を受けた者が、やむを得ない理由により補助金の交付決定日前に事業の着手をしようとするときは、着手日前までに別記第6号様式による早期着手届を提出するものとする。

(補助金の概算払)

第8 補助金の概算払を受けようとする者は、四半期ごとの所要見込額の9割について、請求書に概算払内訳書(別記第7号様式)を添付し請求することができる。

2 知事は、前項の規定により請求書の提出があり、事業の施行上必要と認めるときは、概算払を行う。

(事業の中止)

第9 補助事業者は、規則第8条第1項に規定された事情の変更により、事業を中止する場合は、速やかに別記第8号様式による事業中止申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認める場合には、中止を承認し、交付決定を取り消すものとする。

(中間確認)

第10 知事が必要と判断した場合は、事業の実施状況について中間確認を行うことができるものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(実績報告)

第11 補助事業者は、別記第9号様式による実績報告書に、事業状況写真、対象木製品の写真、対象木製品に関する資料、その他知事が必要と認める書類を添え、事業完了後30日以内または事業実施年度の3月20日のどちらか早い日までに知事に提出するものとする。

(検査)

第12 知事は、第11の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(書類の提出)

第13 規則、交付要綱及びこの要領により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(豊かな森を育てる府民税のPR)

第14 補助事業者は、事業の実施に当たり、豊かな森を育てる府民税の活用に係るPRの取組を行うものとする。

2 補助事業者は、写真撮影や試作品提供等の知事が行うPRの取組に協力するものとする。

(書類の整備)

第15 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月14日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

交付対象事業	交付対象者	補助対象経費	補助額	軽微な変更
府内産木材を使用した木製品等の開発	府内産木材(※1)を使用した木製品等を開発しようとする者	別表2に掲げる府内産木材を使用した木製品等の開発に係る経費	定額 ※100万円以内。 ※補助額は1,000円単位とする。	事業内容の変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額又は30%以内の減額(※2)

※1 商標を使用することができる認められた北山丸太を用いた木製品等も対象とする。

※2 原則として、補助額の増額は認めない。

別表 2

府内産木材を使用した木製品等の開発に係る経費は次に掲げる経費とする。

区分	内容
(1) 製品の開発(試作、性能試験等)	<ul style="list-style-type: none"> ・資材購入費 ・委託料 ・設計費 ・性能試験費 ・報償費 等
(2) (1)により開発した新製品の市場開拓、PR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 ・印刷費及び燃料費 ・貨客兼用自動車、事業用器具の借料及び損料並びに有料道路通行費 等
(3) その他、(1)に付随して必要と認められるもの	